

厚真町地球温暖化防止対策推進補助金取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、町内で行う住宅太陽光発電システム及びペレットストーブ等の設置に係る経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、再生可能エネルギーの利用を推進することで、温室効果ガスの排出を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 住宅太陽光発電システム設置補助事業
- (2) ペレットストーブ等購入費補助事業

第2章 住宅太陽光発電システム設置補助事業

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、町内に住所を有し、町内において行う太陽光発電システムの設置で、次に掲げる要件を満たす者に限る。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適しており、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約をすることによって、自家使用量を超える余剰電力を電力会社に販売することができる機能を備えた設備太陽電池の最大出力が10キロワット未満である住宅用太陽光発電システム（以下「余剰電力を販売することができる機能を備えたシステム」という。）、余剰電力を販売することができる機能を備えたシステムと合わせ蓄電池を設置するもの又は既存の余剰電力を販売することができる機能を備えたシステムに蓄電池を付加設置するもので次の各号の要件を満たした業者の施工により実施する者
 - ア 未使用品であるもの
 - イ 町税を滞納していない者
- (2) 住宅の屋根等への設置に適しており、発電電力を自家使用のみとする設備で太陽電池の最大出力が10キロワット未満である住宅用太陽光発電シ

ステム（以下「発電電力を自家使用のみとする設備」という。）、発電電力を自家使用のみとする設備と合わせ蓄電池を設置するもの又は既存の発電電力を自家使用のみとする設備に蓄電池を付加設置するもので次の各号の要件を満たした業者の施工により実施する者

- ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第4項第1号に定められた再生可能エネルギー源で法6条に基づく経済産業大臣の設備認定を受けたものと同等以上の太陽光設備
- イ 未使用品であるもの
- ウ 町税を滞納していない者

（補助金の額）

第4条 業者の施工により対象システムを設置する場合の補助金の額は、対象システムの設置工事費に10分の3を乗じて得た額以下（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし補助金の限度額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する余剰電力を販売することが出来る機能を備えたシステム及び第3条第2項に規定する発電電力を自家使用のみとする設備の設置をするものは、30万円とする。
- (2) 第3条第1項第1号に規定する余剰電力を販売することが出来る機能を備えたシステムと合わせ蓄電池の設置及び第3条第2項に規定する発電電力を自家使用のみとする設備と合わせ蓄電池の設置をするものは、70万円とする。
- (3) 第3条第1項第1号に規定する既存の余剰電力を販売することが出来機能を備えたシステムに蓄電池を付加設置するもの及び第3条第2項に規定する既存の発電電力を自家使用のみとする設備に蓄電池を付加設置するものは、40万円とする。

第5条 第3条第1号に基づく申請者は、次の各号に規定する設備の区分により厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）

で定める補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類の写しを添付し、事業着手前までに、町長に申請するものとする。

- (1) 余剰電力を販売することが出来る機能を備えたシステム又は、余剰することが出来る機能を備えたシステムと合わせ蓄電池の設置する場合で次の各号に掲げる書類

ア 対象システムを構成する太陽電池の最大出力の確認又は、太陽電池の最大出力と蓄電池の設置が確認できる書類

イ 工期及び施工予定業者等が確認できる書類

- (2) 既存の余剰電力を販売することが出来る機能を備えたシステムに蓄電池を付加設置する場合で次の各号に掲げる書類

ア 既存の対象システムの構成で蓄電池の設置が確認できる書類

イ 工期及び施工予定業者等が確認できる書類

2 第3条第2号に基づく申請者は、規則で定める補助金等交付申請書に次の各号に規定する設備の区分により法第6条に基づく経済産業大臣の設備認定を受けたものと同等以上の太陽光設備と確認できる書類の添付と次の各号に掲げる設備の区分による書類の写しを添付し、事業着手前に町長に申請するものとする。

- (1) 発電電力を自家使用のみとする設備又は、発電電力を自家使用のみとする設備と合わせ蓄電池を設置するもの

ア 対象システムを構成する太陽電池の最大出力が確認できる書類

イ 工期及び施工予定業者等が確認できる書類

- (2) 既存の発電電力を自家使用のみとする設備に蓄電池を付加設置するもの

ア 既存の対象システムの構成で蓄電池の設置が確認できる書類

イ 工期及び施工予定業者等が確認できる書類

3 町長は、前2項による申請書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で規則第7条による補助金指令書により申請者に通知するものとする。

4 第3条第2号に基づく申請者は、前項の通知後でなければ事業着手出来な

いものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業が完了したときは、規則で定める補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる設備の区分により書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 第5条第1項第1号及び第5条第2項第1号に規定する設備

ア 電力会社との需給契約が確認できる書類

イ 電力会社との受給開始が確認できる書類

ウ 施工した業者の所在地がわかる書類

(2) 第5条第1項第2号及び第5条第2項第2号に規定する設備

ア 電力会社との需給契約で第2号に規定する設備による変更が確認できる書類

イ 電力会社との受給開始が第2号に規定する設備による変更が確認できる書類

ウ 前2号に規定する書類の提出が出来ない場合は、工事契約書及びそれに基づく設計書等で第2号に規定する設備による変更が確認出来る書類

エ 施工した業者の所在地がわかる書類

第3章 ペレットストーブ等購入費補助事業

(補助対象者)

第7条 補助金を受けることができる者は、町内に住所を有し、次に掲げる要件を満たす者に限る。

(1) 住宅（店舗等の併用住宅の場合は、住宅部分に限る。）に設置する木質ペレット及び薪等を燃料として主たる材質が鋳鉄、中鋼板以上又はこれらに類する耐久性を有するペレットストーブ等（以下「ペレットストーブ等」という。）を購入する者

(2) 町税を滞納していない者

(3) 未使用品であるもの

(補助金の額)

第8条 ペレットストーブ等の購入価格及びその消費税額（取り付け費用を除く。）の2分の1の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助の限度額は、町内の商店から購入した場合は15万円とし町外の商店から購入した場合は10万円とする。

（補助金の申請）

第9条 申請者は、ペレットストーブ等の設置場所、見積額及び購入予定店等を記載した規則で定める補助金等交付申請書を購入前に、購入する日の属する年度の末日の30日前に、町長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 ペレットストーブ等の設置を完了した申請者は、規則で定める補助事業等実績報告書にペレットストーブ等の規格が入った領収書の写しを添付し、購入する日の属する年度の末までに、町長に提出するものとする。

第4章 補則

（その他）

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、補助金等の交付に関する事項は、規則の規定による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月7日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。